

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する 特別措置法（合特法）に基づく合理化事業計画について

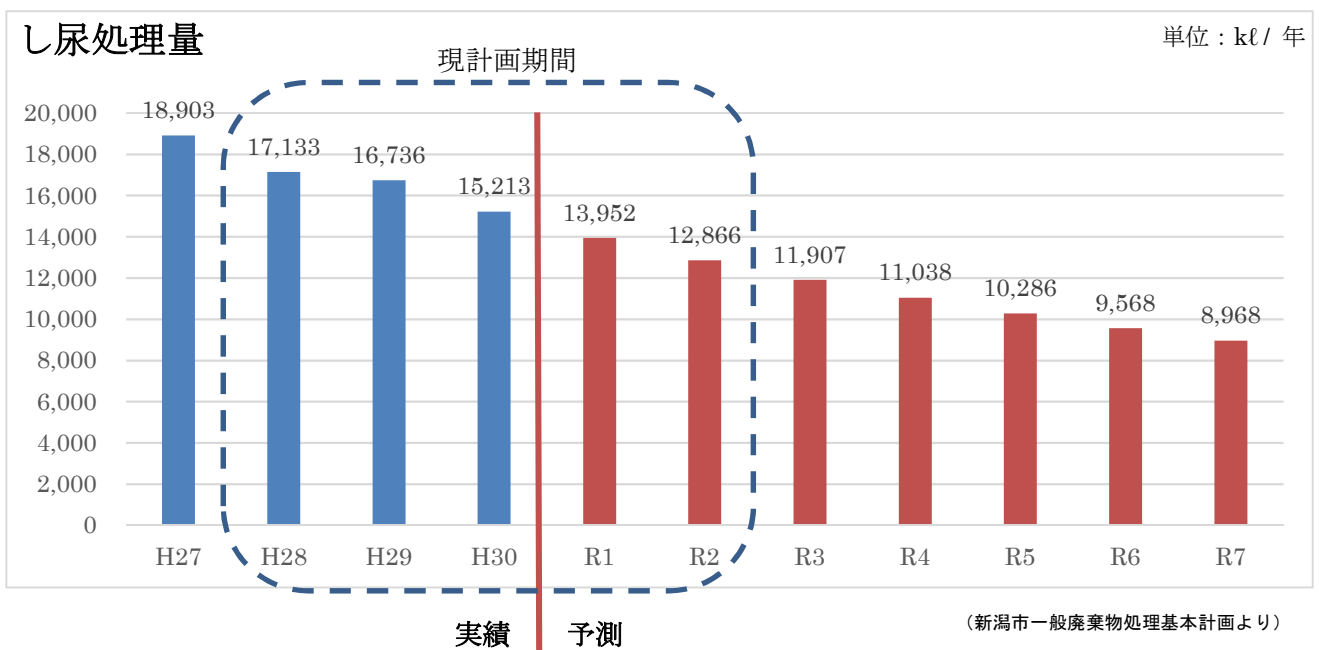
1. 概要

廃棄物処理法では、し尿処理は市の責務であり、市はし尿汲み取り世帯が無くなるまで収集処理を行う必要がある。

下水道整備が進む中で、し尿処理は年々減少傾向にあり、し尿処理業者は事業転換や廃業を余儀なくされる事態となっている。

しかし、車両等の設備は、転用が極めて困難で事業転換が容易でなく、結果、廃業に追い込まれる事態となり、円滑にし尿汲み取りできない世帯の発生が想定される。

そこで、し尿処理業界に対して事業転換や廃業を円滑かつ計画的に進め、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理をすることを目的に、昭和50年「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（以下「合特法」という）が制定された。



2. 現状

- 平成28年3月に「新潟市合理化事業計画」を策定（H26年9月諮問 11月答申）
 - ・し尿収集運搬委託料を5年間定額
 - ・業者間の統廃合など自主的な業界再編を促し、浄化槽汚泥収集運搬車両の減車を図る（25社⇒6社に統廃合 16台⇒13台に減車）
 - ・減車した収集業者には、行政の支援措置として代替業務の提供
- 一般社団法人 新潟市環境整備推進機構から、令和2年3月25日「要望書」が提出され協議中